

## (仮称) 米子市空き地の適切な管理に関する条例(案)について【概要】

### 1 条例の制定の目的・背景

本市では、近年、雑草繁茂等の管理不全の空き地に対する相談・苦情が増加しています。今後も人口減少の進展による土地利用ニーズの低下、都市部への人口移動による土地所有意識の希薄化等により、管理不全の土地は増加が予想されます。

現在、米子市環境保全条例第10条の規定を踏まえ行政指導を行っているものの、同条が努力義務規定であること、また、私有財産を対象とすることから、その対応に限界が生じています。

については、市民の安全かつ安心な生活環境を確保するため、新たに、空き地の適切な管理を義務化した条例を制定します。

(1) 空き地に関する相談・苦情件数(環境政策課対応) (単位:件)

年度	生活環境に関する相談・苦情	左のうち土地の適切な管理に関する相談・苦情	
			空き地
R2年度	217	81(※H24年度比1.6倍)	75
H24年度	179	50	—

(2) 空き地の適切な管理に関する主な相談・苦情の内容

- ・隣地の草木が繁茂し敷地内に越境
- ・スズメバチの巣があり危険

(抜粋:米子市環境保全条例(平成17年米子市条例第96号))

(土地等の管理)

第10条 土地等の占有者又は管理者は、その占有し、又は管理する土地等の清潔を保持し、雑草を除去し、植樹を促進する等適正な管理に努めなければならない。

### 2 条例の概要

(1) 目的

空き地の適切な管理、適切に管理されていない空き地に対する措置等のために必要な事項を定め、市民の安全かつ安心な生活環境の確保を図る。

(2) 空き地の定義

現に建築物の敷地の用に供されていない宅地又は雑種地とする。

(3) 空き地の適切な管理の義務化

周辺の良い生活環境の形成及び保全に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理の義務化を図る。

(4) 義務の履行確保措置

特定空き地(空き地のうち、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態)については、義務の履行確保措置を行う。

⇒助言・指導、勧告、命令、公表、代執行

(5) 施行日

公布日は、令和4年3月(予定)。

ただし、特定空き地における義務の履行確保措置に係る規定は、公布の日から起算して6か月を経過した日とする。